

事務連絡
令和3年8月24日

各検疫所 御中

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(ベトナム産きだちとうがらしのトリシクラゾール、プロピコナゾール及びヘキサコ
ナゾール)

標記については、令和2年3月25日付け薬生食輸発0325第1号によりトリシクラゾールについて、令和2年4月13日付け薬生食輸発0413第1号によりプロピコナゾールについて検査命令の実施を通知し、登録検査機関の受託体制が整うまでの間は、自主検査を実施することとしたところです。

また、令和2年6月11日付け薬生食輸発0611第1号によりヘキサコナゾールについて検査命令の実施を通知し、登録検査機関の受託体制が整うまでの間は、行政検査を実施することとし、令和3年4月22日付け事務連絡により輸入者に対し自主検査を指導することとしたところです。

今般、登録検査機関における検査命令の受託体制が整ったことから、ベトナム産きだちとうがらし及びその加工品について、トリシクラゾール、プロピコナゾール及びヘキサコナゾールに係る検査命令を実施するようお願いいたします。

(参考)

令和3年8月20日現在のトリシクラゾールに係る検査命令受託可能検査機関
一般財団法人 食品環境検査協会
一般財団法人 東京顕微鏡院

令和3年8月20日現在のプロピコナゾールに係る検査命令受託可能検査機関
一般財団法人 食品環境検査協会
一般財団法人 東京顕微鏡院
一般財団法人 日本食品検査

株式会社 環境科学研究所

令和3年8月20日現在のヘキサコナゾールに係る検査命令受託可能検査機関

一般財団法人 食品環境検査協会

一般財団法人 東京顕微鏡院

株式会社 環境科学研究所

株式会社 日本食品エコロジー研究所